

算定基礎届		事業所名 ○○○株式会社								4月			5月			6月			週及支払額		昇(降)給		備考		
届出コード	事業所記号	被保険者番号	氏名(漢字・姓)	氏名(漢字・名)	生年月日	改定年月日(事由発生日)	報酬月額(円)	標準報酬月額(千円)	従前標準報酬月額(千円)	短時間区分 0:非該当 1:該当	給与計算の基礎月数	通貨によるもの額	現物によるもの額	給与計算の基礎月数	通貨によるもの額	現物によるもの額	給与計算の基礎月数	通貨によるもの額	現物によるもの額	修正平均額	支払月	支払額		昇(降)給月	昇(降)給
0330	30	101	健保	太郎	19700901	20170901	470554	470	470	0	30	453601	15000	31	456010	15000	30	457053	15000		4月	2000円	4月		1

区分一般被保険者のパートタイマーの場合

例) 支払基礎日数が17日以上のある月はないが、15日以上のある月が1か月以上ある場合 → 15日以上のある月の報酬で平均額を計算

0330	30	150	神田	光子	19600615	20170901	111000	118	118	0	15	111000		14	103600		15	111000								
------	----	-----	----	----	----------	----------	--------	-----	-----	---	----	--------	--	----	--------	--	----	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

この場合、4月・6月の報酬で決定します。
「報酬額」欄は、手入力してください。

算定対象期間中に区分変更があった場合

例) パート(区分:短時間労働者/給与:月末締め翌月払い)、5/1付で「短時間労働者」へ区分変更

0330	30	200	神田	光子	19600615	20190901	111200	110	118	1	18	130000		15	97500		14	92400								6月より短時間労働者
------	----	-----	----	----	----------	----------	--------	-----	-----	---	----	--------	--	----	-------	--	----	-------	--	--	--	--	--	--	--	------------

「一般被保険者」として支払われた4・5月の支払基礎日数は17日以上あるかどうか、「短時間労働者」として支払われた6月の支払基礎日数は11日以上あるかどうかで判断します。
この場合、4月と6月が支払基礎日数の要件を満たしているため、2か月の平均で算定することになり、「報酬月額」欄は、手入力してください。

区分変更後の給与が支払われた月を記入してください。

入力方法

(この書式は当健康保険組合独自のものです。)

- 届出コード 組合がデータを取り込む際に必ず必要になりますので、消さないでください。行が足りない場合は、追加してください。
- 生年月日 昭和45年9月9日生まれの場合1970/9/9又は昭和45年9月9日と入力してください。19700909と表示されます。
- 改定年月日 平成22年9月1日改定の場合、2010/9/1又は平成22年9月1日と入力してください。20100901と表示されます。
- 報酬月額 算定月(4月5月6月)で入力したうち、支払基礎日数が17日以上ある算定月の「金銭によるもの額」と「現物によるもの額」の合計を計算された算定月数で除した金額が自動で計算されます。
短時間区分「0」の場合は支払基礎日数が17日以上ある月が自動計算されます。
短時間区分「1」の場合は支払基礎日数が11日以上ある月が自動計算されます。
修正平均額に入力した場合は、修正平均額が優先されます。
カンマ(,)は付けないでください。
- 標準報酬月額 料額表を参照し、改定後標準報酬月額を千円単位で入力してください。
この欄合計が電子媒体総括表の「改定月額」になります。
- 従前標準報酬月額 改定する前の標準報酬月額を千円単位で入力してください。
この欄合計が電子媒体総括表の「従前月額」になります。
- 短時間区分 算定月時点の区分を入力してください。区分一般は「0」、区分短時間は「1」となります。
- 備考 二以上勤務者、月額変更予定、途中入社、病休・育休・休職、短時間労働者、パート(4分の3以上)等を記入してください。

※途中入社・パート・育休・病欠者に関する入力の注意

- パートの方は支払基礎日数が3ヶ月とも17日ない場合は、15日以上ある月数で割って算出してください。
- 報酬月額の計算は17日以上の場合のみ計算されるようになっておりますので、手入力してください。
- パート以外の方で支払基礎日数が3ヶ月とも17日ない場合は従前の月額をそのまま記入してください。

※短時間労働者の入力の注意

- 短時間労働者の方は支払基礎日数が11日以上のある月の報酬の平均で決定します。
- 算定期間中に区分変更が行われた場合は、標準報酬月額を手入力してください。
- 支払基礎日数が3ヶ月とも11日ない場合は、従前の月額をそのまま記入してください。

注意事項

- 列の並びは変更しないでください。
- 電子媒体総括票も必ず添付してください。

- 二以上勤務者
- 月額変更予定
- 途中入社
- 病休・育休・休職
- 短時間労働者
- パート(4分の3以上)
- 年間平均 等を記入